**平成26年度　第3回大阪府景観審議会 会議要旨**

建築指導室建築企画課

 ・平成27年3月19日（木）15:00～17:00

・大阪府咲洲庁舎20階　まち側会議室

　　　　　　　　　・出席委員：大矢委員、加藤委員、亀田委員、

下村委員、長町委員、鳴海委員、若本委員、

砂川委員、東房委員、濵田委員、松本委員、

神瀬委員、武田委員、加治木委員、

梅原専門委員、久専門委員、広井専門委員、

藤本専門委員

【委員】

それでは、ただ今から審議を始めたいと思う。

本日の議案は、１つ目は屋外広告物部会で検討してきたＬＥＤ等屋外広告物の規制のあり方に関する議案。２つ目は、古市古墳群部会で検討してきた屋外広告物規制に関する議案。それから、景観部会で検討してきた景観形成基本方針のあり方に関する議案の３つの案件がある。

まず、屋外広告物部会で検討してきている議案１「ＬＥＤ等屋外広告の規制のあり方」について、審議したいと思う。

この議案は、部会での検討状況の中間報告になるが、詳しい内容については、委員よりご報告いただきたい。

【委員】

部会でＬＥＤ等の照明広告についての規制について何が適切なのか。どのようにしたらいいのかを検討してきた。１つは、ＣＩＥという国際照明委員会の基準があるわけだが、それだけでいいのかどうかということも含めて検討してきた。なかなか難しい面もあるが、どのような規制の仕方がいいのかということで、条例による権力的規制というよりもガイドラインを作って、個々の事案、個々の地域に応じて柔軟に対応するほうがいいのではないだろうかと考えている。まだ結論には至っていないが、そのようなことだと考えている。

もちろん基本的には、商業系の地域であれば優先地域における照明についての規制の形と手順をモデルとして考え、検討してきた。

内容についての説明は事務局に任せたいと思う。事務局よろしくお願いする。

【事務局】

　内容説明

【委員】

　非常に難しい規制あるいは解除内容を作るということで調整していただき、今日までの部会等でもまず先行的な目標値を挙げ、その後検証して、そして実際に大阪大学で実証実験をきちんとしていただき、いい方向性で中間報告ができていると思う。

　結果を見せていただくと、やはり元々の照明のこの資料だが、小学校の規制解除でこれは世界的に書かれている明るさの指標だが、これまではＬＥＤのものがなく、大小発光式のものを人が見た時にどのように感じるかということで、いったん明文化されている。それと実験で一致したデータが出ているということで、１つは心のよりどころとしてガイドラインにふさわしいデータが出たということ。このあと大事なのは次の資料だが、用途地域の種類という資料を付けていただいたが、どのような場所でどのような基準でどのような眩しさを対象にするのかということを引き続き検討していくのがよいのではないか。

　例えば、非常に繁華でにぎわいのあるようなまちなみ景観。大阪市内でいうと道頓堀等のようなところと第１種住居専用地域のところでは話が違うということがはっきり見えるようなガイドライン、あるいは規制というものに最終的にはしたいと考えている。

【委員】

他にご意見がなければ、今日は中間報告ということで承って、事務局で検討いただければと思う。

　それでは、引き続き同じく古市古墳群部会で検討してきた「古市古墳群緩衝地帯における屋外広告の規制のあり方」に移る。この議案は本日の審議を持ち、答申の内容を確定する予定であり、本件も委員より議題の報告をお願いする。

【委員】

　世界文化遺産登録に向けて、すぐ動き出しており、後ろに資料として付けている基本方針があるが、それを前提として広告物規制を考えている。

　もちろん、文化遺産登録のエリアとしては、堺市の百舌鳥古墳群がある。これが堺市の区域となっている。一方、古市古墳群については、羽曳野市と藤井寺市の区域になる。これについては、条例の所管が大阪府ということになっているので、大阪府の条例として屋外広告物規制を検討しなければいけない。

　そして、時間的な問題もあり、必要最小限の規制にしている。もちろん具体的には、藤井寺市と羽曳野市に古墳周辺のまちづくり及び今後世界文化遺産にふさわしい地域づくりが求められると思うので、そこはまたそれぞれの地域で取り組んでいただき、大阪府も協力して市の推進をしていく。

　もう１度言うと、必要最小限のところを抑えるといった規制にさせていただければと思う。詳しくは、事務局から資料について説明をお願いする。

【事務局】

　内容説明

【委員】

　先ほどの事務局の説明と重複するが、経過措置のところを非常に憂慮している。

　この条例案がもし認められ、府議会で議案が通ると、既存の的確な広告物も条例違反になる。ある程度経過は認められるが、いずれにせよ特に堅牢な広告物については大変なことになる。また、先ほど説明もあったようにすでに違法なものもある。

その違反を是正しないと、世界文化遺産としての登録がうまくいかないと困るということで、今まで事務局に対して、例えば京都市の事例等の研究もしていただいた。方法等も含めて検討していただき、関係する堺市、それから羽曳野市、藤井寺市との連携もしていただいている。

　もし、この条例案が通るということになると、より一層今まで以上に実際に現場と向き合っていくのは大阪府の条例所管の関係と藤井寺市、羽曳野市の担当になる。

　これはなかなか大変なことだと思うし、大阪府の事務局も例えば、業界の方々にご協力を仰ぐなり、その時に大阪府の担当の力が必要になってくるわけで、そこを踏まえて羽曳野市、それから藤井寺市に対するサポートなり、指導なり一緒に協力して対応していかないとうまく条例が実行されない。条例はできても、ただの形式で終わっていては困るので、世界文化遺産の景観というものをきちんと形成しないといけない。現実にはなかなか大変なことだと思うが、その点を皆さん、大阪府、それから藤井寺市、羽曳野市も頑張っていただきたいと思っている。

【委員】

　素人の質問だと笑わないでほしいが、ＩＣＯＭＯＳ（International Council on Monuments and Sites：国際記念物遺跡会議）というものが何かも知らない。この答申案がそのまま確定して屋外広告物規制がこの通りに進めば、ＩＣＯＭＯＳの現地調査というのはクリアできるということで動いているのか。

　もう１つは、ＩＣＯＭＯＳの現地調査のスケジュールを見ていると、経過措置の期間中にＩＣＯＭＯＳの現地調査が入っているが、どちらかというと甘い調査とみている。

【委員】

　この世界文化遺産登録というのは、ＩＣＯＭＯＳの判定によって行われるということになるが、まず国内の推薦が必要になり、そのためにもある程度の規制や環境整備も見なければならない。その１つが、条例による広告規制である。

　ただ、完全にＩＣＯＭＯＳの現地調査の時に終わっている必要はないと伺っている。ただ推進していっているという姿勢を示す必要があるので、先ほど言ったように「違反をきちんとしないといけない」ということ。

【事務局】

　こちらについては、まず部会で議論をしていくにあたり、規制内容がどうなのかという観点と実際にどのようにして実効性を保っていくのか、またそれに付随する課題というのがあるのではないかというところで、議論をいただいたと思っている。

　規制内容については、一定、妥当ということで議論を進めていたが、この違反に対してどのようにしていくのだというところは、色々な委員から様々なご意見や、色々求められたということがあった。

　実際のところ何をどのようにしていけば劇的に変わるのかということは特効薬がないという中で、もちろん前面に立ってやっていくのは行政だと思うので、大阪府としてもできるだけサポートすることも必要だと思っている。また、そのような中でどのように体制作りをしていくのかという部分に関しては今後考えていかなければならないというところと、実際に違反をなくすというところで良質な広告物に誘導していくということも必要だと思っているので、そのようなことについても今後大阪府としても取り組んでいく必要があると思っている。

【委員】

少し補足になるかもしれないが、これは屋外広告規制に関する内容についての話なので、ＩＣＯＭＯＳはそれだけを見ているわけではない。例えば、建物の高さやいわゆる地元自治体が権限をもっている内容についてそれが不十分である場合は、これはOKでもこちらはアウトというような二重構造に多分なると思う。

　なので、これはある意味連続しないと考えたほうがより正解ではないかと思う。

　それともう１つ、このレベルは、堺市の景観規制と大体同じレベルになっている。それが気になるところでこちらはきちんとしているのに、向こうが甘かったらそれも問題になるのではないか。

【事務局】

　許可基準の内容については、堺市と同じ内容になっている。

【委員】

　先ほどお話が出た京都の話だが、規制をして成果が出ているが、問題点として２つ指摘されている。

　１つは、撤去費用を自前でやれということで渋っている人がいるようだということと、それからもう１つ役所で決めたが、末端まで伝わっていないという２つの点で課題が残っているというのが今日新聞に書いてあった。

　そのようなことは勉強しないといけないと思うが、今の点について堺市はどのように取り組むか方針はあるのか。

【委員】

　聞き及ぶ限りではまだ確定ではないが、補助についてはできる限りということで努力をしているというようには聞いている。

　今、その点を詰めており、担当からは何とかしたいと聞いている。まだ未定の部分が多いと思う。

【委員】

　京都市は本年度で実行できたというのは色々なところから私たちも知っているわけだが、人員体制を敷いて行政の方の日参する人数も非常に多かったという話を聞いているが、これは答申を出して実行に移った場合に非常に大きな体制が計画されているのかどうかが気になる。

　また、地図を見る限り相当膨大なエリアのため、日参するにしても各市のご担当がこれを潰していくことに相当時間がかかると思う。非常に目につく広告が問題になるのは、古墳自身を見る場合や、視点場があるところだと思う。例えば私は六甲山から見下ろした夜間景観をどうしていくのかを検討する委員をしているが、思ったよりも見えないものが結構あり、違反広告でもある視点場からは見えないというものもある。このエリアだけを考えていると「もう無理だ」という気持ちになるが、視点場を決めて人員体制をしっかりと作るということを大阪府が指導されたほうがいいのではないかと思った。そのあたりの計画はどうなっているのか。

【事務局】

　まず１点目の人員体制だが、報道などもされているとおり京都市は１００名体制ということで組んでいる。そのあたりについては、両市とも承知はしているので話し合いはもちろんしているが、京都市に習って飛躍的に人員の体制を取るというのは現実問題としてなかなか難しいだろうと考えている。

　ただエリアとしては、確かに広いと思われるが、ある程度限られたエリアなので、そこはやはり一定の体制を組んで、取り組んでいただくようにお願いをしたいと考えている。

それと２点目の視点場の件は、羽曳野市だと東高野街道というのがあり、そのあたりについては、すでに景観・まちづくり的なところも含めてある程度整備が進んでいる。それから藤井寺市は津堂城山古墳という古墳があるが、そこについては、宮内庁が管轄ではなく、史跡指定をして藤井寺市が管理をしており、整備がそれなりに進められている。そのようなところを、ある程度モデル的にいい景観づくりを進めていくことで、いい効果をもたらすような進め方もあるのではないかというお話はしている。

【委員】

　たまたま今日、堺の審議会に委員と一緒に行かせていただいたが、堺市の屋上広告物撤去の助成金の話は私からも持ちかけている。経緯としては、平城京の南側の通り、大宮通を遷都１３００年祭の前にきれいにしたいということで、広告物を景観に合わせるために助成金を出している。

　助成金の効果は非常に大きく、かなりの割合で作り変えていただいている。そういったこともあり、財政の厳しい折なかなか難しいのかもしれないが、遷都１３００年祭でさえ補助金を出しているので、今回は世界遺産登録なので少し頑張っていただき、撤去の助成をすることによってかなり効果は出てくるかと思う。

【委員】

京都市の調査をさせていただいたが、業界団体と密接に関係を持ちながら相談窓口や電話を１本入れると屋外広告物のサイズを測りに行ってくれる等、地道に取組みを進めてこられたと感じている。

　体制はもちろん１１０人というのはまねできないにしても、何かそのような計画があればというように思うが、いかがか。

【事務局】

　取り組んでいくにあたり、大阪府、関係各市だけでは、どうしても規制側からのアプローチとなってしまうので、各委員の方々に入っていただいて、大阪府としてもそれなりに連携していただける体制ができているのだと思う。具体的に何をしていくというところまで話はできていないが、実際に一緒にタッグを組んで進めていこうという話はできているので、あとは業界団体と堺市、藤井寺市、羽曳野市を結び付け、具体的にできることを考えていきたいと思っている。

【委員】

　それでは、今の諮問の案には「実効性をどのように担保するか」ということを明確に書いてないので、大阪府から両市に対してどのような指導をするのかについて加筆をしていただきたいと思う。文言については、私と事務局と相談して処理させていただくが、それでよろしいか。

【委員】

異議なし。

【委員】

　それでは、景観部会で検討してきた議案３「大阪府景観形成基本方針のあり方」に移りたいと思う。この議案についても、今日が答申内容を確定する予定であり、この検討議案は私のほうで取りまとめをさせていただいた。内容については、事務局からご説明をお願いする。

【事務局】

　内容説明

【委員】

　Ａ４横で平成２６年の諮問内容を４点まとめていただいているが、それぞれに対応した内容が前と後ろで書いてあると思う。

　確認だが、１番目の「景観行政団体化していない市町村のあり方」という諮問項目に対して、答申案は、５番目の「法律の制度を活用して景観資源を守り、活かすこと」については、「府は市町村、府民、事業者とともに研究し、景観法や歴史まちづくり法などが用意する景観を守り、活かすための制度、例えば、重要建造物、重要樹木、文化的景観の活用などを促進することが必要である。」というこの３行で理解させていただいてよいのか。

【事務局】

　景観行政というものは、基本的に市町村が担うことが望ましいというところがまずあって、その上で今委員が言われたようなお話が出てくると思っている。

　その部分については、答申案の２番のところで「市町村との連携を促進すること」として、１段目の１番後ろの３行目の途中からの、「景観行政は、基本的に市町村が担うことが望ましい」というところで表現させていただいていると思っている。

【委員】

　防災面から、ひとたび甚大な災害が起こると人命はもとより、景観という要素も破壊されるということになる。非常に良好な景観も一瞬のうちに破壊される。そのような視点は答申案のどこに入っているのだろうか。

【事務局】

　観点的には、１番最後の※印「今後施策を進めるにあたっての必要な視点」の４番で観光施策というところを大部分として書かせていただいている。景観は景観形成単独で考えるのではなく、様々な周りの取り組みと関連付けて取り組んでいくということがこの４番の趣旨なので、今、委員の方がおっしゃったこともこれと関連するものとして考えられるため、この中に「等とか」という文言を含めることで対応させていただければと思う。

【委員】

答申の中の３番目の「府民、事業者との連携」だが、私は建築士会に所属しているのだが、建築士会そのものも非常に高齢化しており、紙媒体での交流や広報をずっと行ってきたが、最近は皆さんの活動をホームページやフェイスブック等のいわゆるＳＮＳで発信し、それに対して「いいね」が戻ってくる。

　我々は実はあまり活用できていないが、少しできる人たちは、それでぐっと広がってきているということがあり、そのような意味で景観の話も一般府民の方が十分そこへ入っていけるような環境を作っていくということが大事だと思う。そのような意味では大阪府はずっとまちなみ賞等も含めてやっておられるが、まちなみ賞そのものを実は知らない方が多いように感じている。

　第一回景観部会の冊子の赤の２に「取り組み状況」の中で６番目に「スマートホンを活用した景観まちあるきモバイルガイド」というものがある。私も１度大阪府の方から教えていただいたのだが、これが面白い。

　最近は海外から来られた特にアジアや中国の方などが全部スマートホンで色々なものを探してアプローチをしている。このようなことを景観の雰囲気との繋がりの中にどんどん活かしていただいて、もう少し身近な形での都市景観というところで取り組みをしていただくことも是非お願いしたいと思う。

【委員】

今後の景観形成施策ということで新しいトピックスをもって出されている夜間の景観形成だが、これは必要だと思う。

　日本各地で夜間景観形成のガイドラインの作成や、もう少し踏み込んだものを制定して、周囲の活性化・防犯という動きがあると思うので、この文言はとてもいいと思う。ただ、可能であればもう一歩踏み込んで「ガイドラインを作成する」や「中長期計画を作る」等でないと夜間も安全安心の街を作ろうというところで終わっていることが過去には見受けられる。。

　私が思うには、きちんとガイドラインを作れた市町村は割と実行力がある。例えば、ランプを変えるだけで大幅にまちなみ景観が変わったりするので、これは費用的にも手が出やすいと思う。やってみる価値はあると思うので、これより少しこのようなものを作ってみたらといったことが分かるような指導をしてあげられたらいいのではないかと思う。

【委員】

　その通りだと思う。

【委員】

　市町村との連携を促進するということだが、皆様もたとえば伊丹空港からでも、関西国際空港からでも飛行機に乗っているのでお分かりかとは思うが、大阪府市街地というのはほとんどくっついている。そのように見ていたら、市町村の線引きというのはほとんど意味がないのではないかと感じる。

　やはりもう１度景観行政は、基本的に市町村が担うことが望ましいとなった時に、この線から向こうは自分のところではないから知らないということはしないように、そこはやはり大阪府がきちんと「この線から向こうはＡ市とＢ市だけれども、あなたのところでひどいことをするとお互いに迷惑がかかる」と指摘をする。そのようなことは常識的にないと思うが、大阪府対市町村だけではなく、隣接するＡ市、Ｂ市、Ｃ市、そこがきちんと連携をする。先ほどの古市古墳群を見ていても、羽曳野市と藤井寺市の境界線はとても入り組んでいる。

　本当に関わる市町村同士がきちんと共同して１つの目標を作って、特に今言いましたように市域を接するようなところで重要な局面があった場合、大阪府も積極的に参加して、間を取り持っていくような、大阪府対市町村ではなく、市町村同士の連携を大阪府が応援していくということも大阪府も頑張ってほしいと思う。

【委員】

答申案を拝見していて、大きく構成されている３つのことについてだが、まず１つ目は理念の話で、これは３０、４０年前景観そのものを知ってもらうというところから始まって、今は大阪府の景観がどうあるべきかということを、大阪府が先導していくというような意図で書かれている文章だと思うが、今の情報化社会を考えると、１番目には情報提供かもしくは理念の共有化というようなキーワードがあってもいいのかなと思う。

　２つ目は市町村との連携だが、裏返せば地域景観を生かすという話なので、これも一番の府の全体の景観のイメージに対して部分イメージ、地域イメージはどのようにするかということと担い手としての地域がどのように連携させていくかということだが、これはこれで結構だと思う。

　３つ目に関しては、府民、事業者等、具体的に誰がするかという担い手論であり、推進に当たっての取り組みをこのような形でしていくということで、これも結構だと思う。

　それで１番目に書いてある「府はこれに先導的に取り組む必要がある」という最後のフレーズがあるが、４番にとても関係している内容だと思う。

　具体的に言うと、公共指標というのはやはり美観での景観の取り組みを先導していくものだと思っており、景観部局のみならず、道路、河川、港湾、公共建築物、公益的な学校教育関係の施設も含めて、しっかりとした建物を建てていくべきではないかということでこのような表現になっているかと思うが、大阪府が先導的にするというのが結構大切になってくる。

　５番目に関しては、公共法の話なので、これで結構だと思う。

　６番目は、裏には、PDＣＡで回すというそのような想いがここでにじみ出ているので、これはこれで結構だと思う。

　あと国際化に関しては観光という形で言い換えてキーワードで広げられると思うし、情報化は先ほど申し上げた1番の大阪府の景観を進めて行く際の情報提供という形で処理できるのではないだろうか。

　抜けているのは、少子高齢化・福祉等だが、これを盛り込むのは難しいのかもしれない。それは生活文化とか、生活の文化的景観とか普通の大阪のまちなみ景観、重点地区でないところがしっかりと景観づくりをし、景観には白地の地域はないというイメージがもう少し出ていた方がいいと思う。

【委員】

　それでは、今皆様から重要な部分についてのご意見をいただいた。例えば、災害について景観がどのようにあればいいかというような問題や、色々なメディアを活用した人が景観をどう楽しむことができるかという点、夜間景観についてはもう少し分かりやすく記載することや、隣接市町村の連携についても重要な問題である。それから少子高齢化という我々が大変な状態になっている社会現象についての文言なないのは問題かも知れないとうところと、それから委員が言われた景観の白地地域がないようにというのはどのように表現したらいいのか、なかなか難しいが、そういった観点も少し工夫ができればどこかでそれが分かるような表現にしたらいいと思う。

　私が最後に指摘し取りまとめた６つの点は、少し文言を変えれば今の案の骨格を変えないでより充実することができるので、できれば対応したいと思う。

【委員】

　少子高齢化も思いついた。アクティブシニアを担い手に活用するはどうか。

【委員】

　委員のお話を合わせると、暮らしが景観を作るという観点を少し書いておくということではないかと思う。

　景観を特別なものとして取り出して考えるのではなく、我々がその日々の暮らしを営むことで景観が形成され、逆に景観を通じて暮らしをもう一度点検をするというような景観と暮らしの関係性を常に意識をしていく。

　それを大阪府がうまく情報を提供したり、支援をしていく。そのようなことが必要だと書いていただくと、先ほどの少子高齢化の話も防災の話もすべて入ってくるのではないだろうかと思う。

【委員】

　答申案ということで先ほどから全体９９％ほど書いていたが、今後の①のところがどうもしっくりこない。

　現在の基本方針を示す景観形成の目標は、美しい世界都市大阪とされているが、エゴイストだと思う。「地域性を反映したことが必要である」という文章が何を言いたいのかよく分からない。むしろこの文章だけでいくと美しい世界都市大阪は地域性を反映した地域、暮らしの目線での設定と相反すると読むのが普通だが、そのようなのを書く必要があるのだろうか。

　逆にここで対比させるように書く必要はないのか。つまり、地域性を反映したことだけで趣旨は通るのではないかという気がした。

【事務局】

　美しい世界、グローバル化の中の景観や場所性・地域性というグローバル化を否定するのではなく、グローバル的な世界都市の景観に加えてやはり地域性という今の生活圏や暮らし、地域の中から景観を呼び起こすことも追加することで、前半を否定するのではなく、加えてこのような目標設定も必要だと思う。

【委員】

　それでは今のご意見も踏まえ、バージョンアップして最終的な答申を作成したい。

【事務局】

　美しい世界都市大阪の実現が適切ではないという委員のご意見があったと資料に書いてあるがどうか。

【委員】

　これは、大阪を世界都市ということだけで表現していいのか部会で議論があり、山もあれば田舎もあり、海もあれば漁村もあるのに、それを世界都市と言うと、大阪府ではなく大阪市のことを言っているように感じるという意見があった。そのように誤解されるのが今の基本方針の現状であり、そのいった意味で問題だと思う。

　それでは、出た意見をできるだけ受け入れてリバイスしたいと思う。今日は答申にあたってのところを説明しなかったが、この部分も私が座長として答申するので、点検した上で修正する場合もあるかと思うが、ご了承いただきたい。

　基本的な組み立ては、今日ご紹介した案やいただいた意見に沿って、できる限り向上させて答申にしたいと思うが、それでよろしいか。

【委員一同】

　はい。

【委員】

　それでは、今後のスケジュールについて、事務局からよろしくお願いする。

【事務局】

　内容説明

【委員】

それでは、今日の議題はこれで全部終わりましたので、進行を事務局にお返しする。

【事務局】

　長時間にわたり、ご審議いただき誠にありがとうございます。特に古市古墳群の違反の実効性と景観形成基本方針について、様々な観点から貴重なご意見をいただいたと思っておりますので、大阪府としましても今日いただいたものを踏まえ、まとめていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

　それでは、これで本日の審議会はこれをもって終了とさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。

（終了）